

公益財団法人 日本検疫衛生協会

令和4年度事業計画について

定款第4条「事業」に定められている事業に則り、令和4年度に於ける計画

令和4年度に於いても、公益財団法人としての社会的使命と当協会の定款に則り、以下の事業を実施する。

【令和3年度経過】

一昨年はじめから日本でも流行が始まったコロナウイルス感染症は、2年を過ぎた今も世界中で感染状況が一進一退であり、公衆衛生のみならず経済にも甚大なる被害を与え続けている事は既に皆様ご承知の通りです。国内及び海外との往来がいまだに厳しく制限されている中、旅行業の全ての部門で事業の廃業・縮小が続いています。

医業というよりは旅行業種に近い当協会でも、令和2年3月10日頃から予防接種者数が減少、黄熱ワクチン接種の予約も取り消しが相次ぎました。

第5波で収束するかと思いきや、次の変異株が出現し、第6波が到来し、予防接種事業の不振が繰り返され、現在に至っています。

1 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

海外渡航者に対して、予防接種に関する相談事業及び必要な予防接種を実施し、感染症の発生予防を図る。

- イ) 通常の渡航者向け予防接種に加え、日本橋医師会の管理の下、引き続きコロナワクチン接種を実施する。
- ロ) 渡航者が入国の際に求められるコロナウイルス感染陰性証明書発行の為、引き続きPCR検査を実施する。
- ハ) 予防接種・検査・書類の英訳の他に、乳児検診の実施を令和4年4月から開始する。又、日本橋医師会との連携により、行政関連の予防接種（風疹・日本脳炎その他）を実施する。

二) 令和3年度中に輸入ワクチンである腸チフスワクチンを採用したので、引き続き接種を実施する。

2 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業

国際的な感染症に関する情報をWHO等から収集し、パンフレットを作成し、船会社、当協会に来所された方等に国際感染症に関する情報を提供する。

イ) コロナウイルスのある生活が常態化した今、感染症のオンライン会議もコロナウイルス一色ではなく、様々な感染症をテーマに開催されるようになった。会議参加型では不可能であった情報収集に更に努める。

3 国際保健活動への協力

国際保健医療学会並びに関連学会に参加し、感染症予防の為の情報を収集する。

2のイ) に準ずる対応をする。

4 その他協会の目的を達成する為に必要な事業

当協会定款第3条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

イ) 予防接種の相談業務を請け負う予防接種リサーチセンター(東京都中央区)と連携し、まだ東京には置かれていない予防接種センターとしての役割を果たす事を引き続き検討する。